

奈良県新型コロナウイルス感染症感染防止対策実施宣言店舗向け応援制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症感染防止対策を実施している施設に対し、自主的な取組を応援することで、施設の感染防止対策の推進と利用者が安心して利用できる環境の整備を図ることを目的とする。

(対象施設)

第2条 この制度の対象となる施設（以下「対象施設」という。）は、県内にあるスーパーマーケット、コンビニエンスストア、その他飲食料品を小売する施設とする。

(宣言項目)

第3条 対象施設において取り組む感染防止対策に係る基準は、次の項目の取り組みを行っていることとする。

- ① マスクの着用
- ② 手洗い・手指消毒
- ③ 身体的距離の確保
- ④ 接触感染・飛沫感染の防止
- ⑤ 清掃・消毒
- ⑥ 換気の徹底
- ⑦ 従業員の検温・健康管理

(申請)

第4条 前条の基準を満たす事業者は、対象施設ごとに、新型コロナ対策実施宣言申請書（第1号様式）、又はe古都なら（電子申請）により、知事に申請するものとする。

(宣言ポスター及びステッカーの交付)

第5条 知事は、前条の規定により申請があった場合において適当と認めるときは、新型コロナウイルス感染症対策を実施している旨を示すポスター及びステッカー（以下「宣言ポスター等」という。）を交付するものとする。

(宣言ポスター等の利用等)

第6条 宣言ポスター等の交付を受けた事業者は、対象施設において、宣言ポスター等を施設入口等の見やすい場所に掲示するものとする。

(交付を受けた事業者の責務)

第7条 交付を受けた事業者は、次の事項を守らなければならない。

- 一 感染防止対策を誠実に実施し、その従業員に実施を徹底させること。
- 二 宣言ポスター等の適正な使用及び管理を行うこと。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、制度の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年9月30日から施行する。

(制度の終了等)

2 この要綱に基づく制度については、新型コロナウイルス感染症の収束等の状況を勘案し、適切な時期に終了その他の見直しを行うものとする。